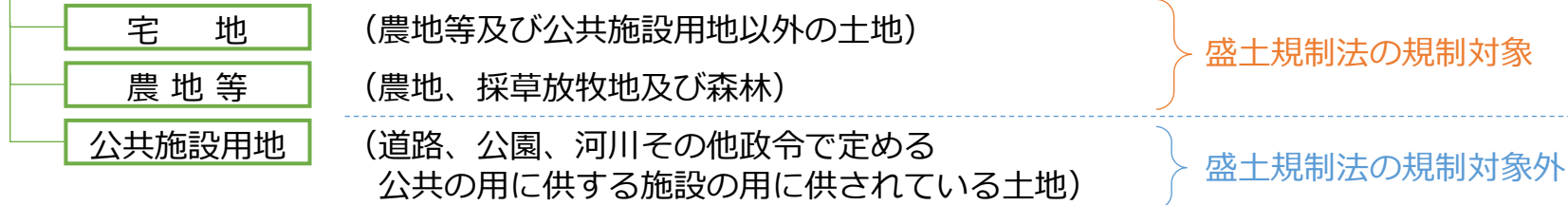


盛土規制法の規制対象外等について(森林・林業関係)

盛土規制法における土地の区分 【法律第2条関係】



盛土規制法の許可不要工事 【法律第12条関係】

- ・災害の発生のおそれがないと認められる工事は、**許可の対象から除外**

(森林・林業関係)

林道施設

林道は、公共施設である道路に含まれるため、本法の**規制対象外**

【法律第2条】

治山施設

治山施設は、公共施設である林地荒廃防止施設として、本法の**規制対象外**

【省令第1条】

森林作業道等

森林作業道等は、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事として、本法の**許可不要工事**に該当

【省令第8条】

※森林作業道等とは、「森林作業道作設指針」等の指針に基づき整備される森林作業道や土場等



(その他の許可不要工事)

- 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの
 - 凸凹な土地の整正など規模が小さいもの
- など

※ **公共事業で発生した残土を処理する施設**で、公共施設に該当しないもの（林道や治山などの工事に伴い発生した残土を単に処分する残土処理場）については、**本法の規制対象**となることに留意